更新情報

建設現場従事者のための 残土・汚染土取扱ルール 改訂版(2刷)

- 34p:特定有害物質、シス-1.2-ジクロロエチレンを1.2-ジクロロエチレンに改正(公布 H.30.9.28、施行 H.31.4.1)
- 62p:土壌汚染対策法の第2段階改正内容の施行日:平成 31 年 4 月 1 日施行
- 62p:改正土壌汚染対策法の法律、政令、省令、告示、通知

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html

ガイドライン(調査・措置、運搬、処理業、指定調査機関)

http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html

説明会資料「改正土壌汚染対策法について」

http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme_0314.pdf

● 17p:建設副産物実態調査(平成30年度、国土交通省)、令和2年1月24日

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka_sankou.pdf

※その他、更新情報は本テキストのダイジェスト版を参照してください。

講習テキストダイジェスト版(残土・汚染土コース)

http://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=30

訂正情報

建設現場従事者のための 残土・汚染土取扱ルール 改訂版

● は第2刷にて訂正済

正 誤

- 53p: 汚染土壌の運搬に関するガイドライン・・3.13 運搬の受託禁止⇒3.13 運搬の委託禁止
- 最終ページ:(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の移転に伴う電話番号の変更 03-4355-0155